

1. はじめに

生活保護を受給している世帯が母子家庭である場合には、社会的に困難な立場に置かれていることから保護を手厚くするため、母子加算がプラスして支給されます。

この裁判は、2007年3月になされた、母子加算を削減する生活保護費変更決定の取消を求めるものです。

札幌の原告7名のうち菊地さんを除く6名のお母さんは、2007年3月までは、それぞれ、2万0,020円から2万5,100円の母子加算を毎月受け取っていたのですが、同年4月から、母子加算を削減されることになってしまいました。

この削減は3年間続き、2009年4月には、母子加算は完全になくなります。

たとえば、原告の川口さんは、去年の3月までは2万5,100円の母子加算を受け取っていたのが、4月からは8,360円減らされて、1万6,740円になりました。今年の4月からはさらに8,370円減らされて、支給額は8,370円になります。

そして、来年の4月からは、ゼロ、全く支給されなくなるのです。

また、原告のうち菊地さんは、息子さんが高校生になったため、去年の4月から、母子加算の対象から完全に外されることになりました。菊地さんは、去年の3月までは23,260円の母子加算を受け取っていたのに、2007年4月からは1円も受け取っていません。

私たちは、この母子加算の削減・廃止は、憲法25条に違反し、また子どもの権利条約27条に違反する違法な変更決定だと考え、母子家庭の暮らしを守るためにこの裁判を起こしました。

全国では、同様の訴訟が京都・広島・青森で先行しています。

北海道では、この訴訟と同じ日に釧路でも同様の訴訟が提起されています。この釧路の訴訟とこの裁判を合わせて、「北海道生存権訴訟」と呼ぶことにしたいと思います。

2. 憲法25条について

この「北海道生存権訴訟」において、私たちは、生活保護の母子加算廃止が憲法25条に反し無効であると主張しています。

憲法25条は、生存権、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」について定めています。

この言葉に込められた原告団・弁護団の思いを明らかにするために、「人間裁判」と呼ばれた朝日訴訟の第一審判決の判旨を、ここで引用させていただきます。

朝日訴訟第1審判決は、このように述べています。

「・・・『健康で文化的な』とは決してたんなる修飾ではなく、その概念にふさわしい内実を有するものでなければならないのである。それは生活保護法がその理想を具体化した憲法第二五条の規定の前述のような沿革からいつても、国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、必ずや国民に『人間に値する生

存』あるいは『人間としての生活』といい得るものを可能ならしめるような程度のものでなければならないことはいうまでもないであろう。」

この朝日訴訟第1審判決は、控訴審で覆されますが、その後の生活保護行政、福祉行政を大きく変える原動力となりました。

この判旨に謳われている理念は、今もまったく色あせていないと私たちは考えています。さきほど私は、母子加算の削減額の例として、8千なにがしという額を示しました。

われわれを含め平均的な家庭からすれば、実にわずかな額です。

しかし、このお金を削られるのは、1日を1食でしのぎ、お風呂を週2回に控えている母親たちなのです。お金がないため視力が落ちても眼鏡を買い替えることもせず、高校進学も断念せざるを得ない子どもたちなのです。

ぎりぎりの生活をしている人々から、さらに奪う、ということが、どれほど過酷なことか、ぜひ想像して頂きたいと思います

これで、『人間に値する生存』、『人間としての生活』が保障されていると言えるのでしょうか。本裁判が、生活保護を受給している母親たち、子どもたちの、「人間に値する生存」「人間としての生活」を守るための裁判であることを、まず最初に申し述べておきたいと思います。

3. 貧困について

そして、本裁判は、同時に、「貧困」というものを見つめる裁判です。

今日、日本の生活保護受給世帯は100万世帯を突破しました。自己破産件数は年間30万件に近い数字となっています。

現代の日本を語る上で、今や、「貧困」は、欠くことのできないキーワードとなってしまいました。

そして、この裁判の原告たちは、まさしく現代日本の「貧困」のただなかにある人々です。

これから裁判の進行につれ明らかになることと思いますが、「貧困」は、ただ憲法25条だけの問題ではありません。

「貧困」の中にある者は、住める場所が限られます。旅行ももちろんできません。十分な教育を受けることもできず、選べる職業も限られます。自分を表現したくても、表現する技術も手段も持ち得ません。

日本国憲法第3章に記されているほぼすべての人権が、「貧困」によって侵害されるといっても過言ではないのです。

それだけならば、まだよしとしなければなりません。

「貧困」の中にある者は、日々の「貧困」を生き抜くために、全身全霊を振り絞らねばなりません。

そういった生活の中にあっては、感動すること、未来を夢見ること、友や家族と語らい人との絆を結ぶことなど、人間として最も大事なことを行う余裕がなくなります。

「貧困」は、人間から、ありとあらゆるものを奪っていくのです。

私は冒頭で、この訴訟は、8360円の母子加算の削減について争うものだと述べました。

しかし、むしろこれは、8360円という金額の減少のみを問題にしているのではありません。

この削減により、原告を含めた全国の生活保護家庭から、あらゆる人権、あらゆる人間らしさ、あらゆる未来が奪われていくことを問題にしているのだということを、なにとぞご理解いただきたいと思います。

私たちは、この裁判の中で、「貧困」とは何か、その原因はどこにあるのか、を通奏低音のようにずっと語り続けます。裁判所も「貧困」について、ぜひ、一緒に考えていただきたいのです。

4. 子どもの権利条約について

さて、この裁判において避けてはとおれない、子どもたちのことについてお話しさせて頂きたいと思います。

私たちは、この裁判では、取消理由の根拠として、憲法25条に加えて、もう一つ、子どもの権利条約を柱にしています。

なぜならば、私たちは、「貧困」の最大の被害者は子どもたちであると考えているからです。

大人たちは、自分の権利が侵害されたら「声」を上げることができます。しかし、子どもたちは自分たちの権利が侵害されていても訴えることができません。

子どもたちは、権利を侵害される場から、自力で逃げ出すこともできません。

大人であるわれわれが守ってあげない限り、子どもたちは、その身に降りかかる不幸を、ただそのまま受け入れるしかないのです。

自己責任論を振りかざす人は、子どもたちに「この親の元に生まれてきたあなたが悪いのだよ。世の中は自己責任なんだ。仕方がないのだよ」と言っているのだということを知るべきです。

子どもたちに、「あなたたちには、幸福に生きる権利はない」という言葉を突きつけていることを知るべきです。

原告となった母親たちは、自分たちがもっとおいしいものを食べたい、とか楽をしたい、と語ることはしません。「子どもたちにお腹一杯食べさせてやりたい」、「心置きなく部活をやらせたい」、「なんとか節約をして希望の学校に進学させたい」。

語る内容はいつも子どもたちのことばかりです。

この母親たちの心情を、ぜひ汲み取って頂きたいのです。

この裁判の原告に名を連ねているのは、言うまでもなく、ここにおられるお母さんたちです。

しかし、本法廷の原告席には、本当は、子どもたちも、母親とともに座っています。

そして、自分たちの未来を守ってくれるよう、大人たちに訴えかけているのです。

裁判所におかれましては、この子どもたちの声なき声を、ぜひ聴きとって頂きますようお願い致します。

5. 裁判所に求めることについて

最後に、本裁判において、私たちが裁判所に求めることを申し述べさせて頂きたいと思
います。

そもそも、裁判所は、違憲立法審査権の下に、多数決原理によって少数者や社会的弱者
の人権が侵害された場合に、その人権を救済すべき最後の砦としての役割を担っておりま
す。

そして、生活保護の受給者は、現代の格差社会の最底辺にいる人々です。そのなかでも、
母子家庭の親子は、とりわけ弱い立場にある人々です。

社会的に最も弱い立場にある人々の人権が、今まさに侵害されようとしているのです。
裁判所には、今こそ、社会的弱者を救う最後の砦としての役割を、ぜひ全うして頂きたい
のです。

この意見陳述の冒頭で、私は、朝日訴訟の第1審判決を引用いたしました。

ご存じのとおり、同判決は高裁で覆され、最高裁においても、広範な立法裁量を認めた
上で、残念ながら裁量権の逸脱・濫用はなかったものと判断されています。

しかし、今日、この場では、あえて、朝日訴訟の最高裁判決を前提にお話をさせて頂き
ます。

判決には、次のようにも書かれています。

「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・
目的に反し、法律によつて与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した
場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれない。」

さて、今回の母子加算や高齢加算の削減にあたっては、行政府が設置した社会保障審議
会福祉部会生活保護制度のあり方に関する専門委員会で、専門家による議論が行われまし
た。

この委員会は、社会保障の専門家たちによるさまざまなデータ・知見を踏まえた議論の
結果、母子加算の廃止については、これを見送る、という結論に達しました。

ところが、行政府は、自らが設置した委員会が出したこの結論を踏みにじって、母子加算
の削減を決定してしまったのです。

この委員会の委員長であった日本女子大学教授・岩田正美さんは、次のように語ってい
ます。

「母子加算のほうは、この委員会では廃止という結論を見送りましたが、それでも行政
は廃止を決めましたから、委員会がなんと言っても、もう廃止するということが決まっ
ていたことは明らかでしょう。」と語っているのです。

行政府が、朝日訴訟最高裁のいう「現実の生活条件」を、一顧だにしなかったことは、
この一事をもってしても明らかといえるでしょう。行政府は、裁量権の限界を超え、裁量
権を濫用したのです。わたしたちは、この裁判の中で、その点を立証いたします。

裁判所におかれましては、それを受け止め、裁量論に安易に逃げ込もうとする被告の議
論にまやかされることなく、原告とその子どもたちを救済して頂きたいと切望するもの
であります。

以 上